

3 高教福第1649号
令和4年3月15日

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育長

移転料の対象外経費の変更について（通知）

国家公務員の移転料の対象外経費が変更されることを考慮し、職員の移転料の対象外経費について、下記のとおり改めることとしましたので、令和4年3月15日以後の赴任に係る移転料は、これによってください。つきましては、貴管内の小中学校等に周知してください。

なお、この通知の施行に伴い、「職員の旅費に関する条例の一部改正に伴う移転料の上限額の引上げについて」（令和3年1月21日付け2高教福第1401号教育長通知）を別紙のとおり改正します。

記

1 改正内容

- （1）暖房器具・洗濯機の取外し及び取付け工事費用を移転料の支給対象とする。
- （2）別記様式の申立者署名欄から「印」を削除する。

2 新旧対照表

別紙のとおり

高知県教育委員会事務局
教職員・福利課 給与担当
TEL 088-821-4906
FAX 088-821-4725

職員の旅費に関する条例の一部改正に伴う移転料の上限額の引上げについて

令和 3 年 1 月 21 日 2 高教福第 1401 号
教育長通知

改正 令和 4 年 3 月 15 日 3 高教福第 1649 号教育長通知

職員の旅費に関する条例（昭和 29 年高知県条例第 36 号。以下「条例」という。）が一部改正されたことに伴い、一定の要件を満たす場合において移転料の上限額が引き上げられることとなります。

ついては、引上げ後の上限額（条例別表第 1 の 2 の備考 2 の規定による移転料の上限額をいう。以下同じ。）を適用するための要件等について、下記のとおり定めたので、令和 2 年 12 月 25 日以後の赴任に係る移転料は、これによることとしますので、貴管内の小中学校等に周知してください。

なお、引上げ後の上限額が適用されるかどうかにかかわらず、引越業者を利用し、赴任に伴う移転を行う職員は、できるだけ多くの引越業者に見積りを依頼する、荷物の搬入日を平日に設定するなど適正な価格での移転に最大限努めてください。

記

第 1 引上げ後の上限額

区分	移転料の上限額								
	陸路 8 キロメートル未満	陸路 8 キロメートル以上 50 キロメートル未満	陸路 50 キロメートル以上 100 キロメートル未満	陸路 100 キロメートル以上 300 キロメートル未満	陸路 300 キロメートル以上 500 キロメートル未満	陸路 500 キロメートル以上 1,000 キロメートル未満	陸路 1,000 キロメートル以上 1,500 キロメートル未満	陸路 1,500 キロメートル以上 2,000 キロメートル未満	陸路 2,000 キロメートル以上
従来の上限額	円 140,000	円 160,500	円 184,500	円 228,000	円 374,000	円 496,000	円 522,000	円 558,000	円 648,000
引上げ後の上限額	円 280,000	円 321,000	円 369,000	円 456,000	円 561,000	円 744,000	円 783,000	円 837,000	円 972,000

備考 1 扶養親族を移転しない場合は、それぞれ 2 分の 1 の額を上限とする。
2 「従来の上限額」とは、条例別表第 1 の 2 の上限額をいう。以下同じ。

第 2 引上げ後の上限額を適用するための要件

条例第 21 条第 4 項に規定する要件は、原則として 3 社以上の引越業者から最も安価なプランで見積りを徴し、最も安価な引越業者を選定することとする。

なお、引越業者側の事情により見積りを 3 社から徴することができない場合は、メタサーチサイトによる検索等を幅広く行った上で、対応可能な引越業者が 3 社未満であること及び

検索等の結果依頼する引越業者の価格が最も安価であることが客観的に確認できる資料の提出を行うこと。

第3 提出書類

- 1 第2の要件を満たす者であって引上げ後の上限額の適用を希望するものは、次に掲げる書類を旅費事務センターに提出しなければならない。
 - (1) 移転料請求金額確認書（別記第1号様式）
 - (2) 引越業者から徴した見積書（第4の2の対象外経費が含まれていないことがわかるものとし、利用した業者以外の業者の見積書を含む。）。ただし、対象外経費が含まれていないことを確認することができない見積書であった場合は、職員が見積書の内容を引越業者に確認の上、その旨を記載した申立書（別記第2号様式）を提出しなければならない。
- 2 第2の「引越業者側の事情により見積りを3社から徴することができない場合」に該当する者は、メタサーチサイトによる検索等を幅広く行った上で見積りができないと回答があった旨のメールの写し、引越業者から電話等で聞き取った内容を記載した申立書（別記第3号様式）又はこれらに相当する書類を旅費事務センターに提出しなければならない。

第4 留意事項

- 1 最も安価な引越業者以外の業者を利用した場合、最も安価なプラン以外で引越をした場合その他第2の要件を満たさない場合の移転料は、従来の上限額を限度として支給するものとする。
- 2 次に掲げる経費は、当該経費の性質上移転料として支給することが適当であると認められるものを除き、移転料の対象外とする。
 - (1) 移転料以外の赴任旅費で支弁すべき経費
 - ア 旅行者本人及び扶養親族の交通費（電車、航空機、バス等）
 - イ 着後に要する経費（新住居に直ちに入居できない場合の宿泊料等）
 - (2) 移転料で支給することになじまない経費
 - ア 引越業者に支払う経費であって次に掲げるもの
 - (ア) ピアノ、美術品・骨董品、ペット、庭石・植木等、個人的趣味で大型なものや個人的な嗜好の強いものを運搬等する際の追加費用
 - (イ) 自家用車、オートバイ等を運搬等する際の追加費用
 - (ウ) 荷造、荷解に係る追加費用（いわゆるお任せパック等を利用したことによる追加費用であり、追加の作業員に係る補助車両費を含む。）
 - (エ) 工事に係る追加費用（エアコン・暖房器具・ガス器具・洗濯機の着脱費用（エアコンガス補充費用等を除く。）については、支給対象とする。）
 - イ 家具、家電等の生活用品等を購入した経費等
 - (ア) 家具、家電等の購入費及びレンタル料
 - (イ) 宿舍等修繕費（ハウスクリーニング等の原状回復費用を含む。）
 - (ウ) 家電リサイクル費用
 - (エ) 不用品、不要品、粗大ごみ回収費用
 - (オ) 民間賃貸物件の下見にかかる費用

- (カ) 友人等の手伝い者の謝礼及び食事代
- (キ) 扶養親族の転園、転学等に要する費用
- (ク) 官公庁への諸手続に要する費用

新 旧 対 照 表

○職員の旅費に関する条例の一部改正に伴う移転料の上限額の引上げについて

新	旧
職員の旅費に関する条例の一部改正に伴う移転料の上限額の引上げについて 令和３年１月21日 2 高教福第1401号 教育長通知 <u>改正 令和４年３月 15 日 3 高教福第 1649 号教育長通知</u> 第４ 留意事項 １ 最も安価な引越業者以外の業者を利用した場合、最も安価なプラン以外で引越をした場合その他第２の要件を満たさない場合の移転料は、従来の上限額を限度として支給するものとする。 ２ 次に掲げる経費は、当該経費の性質上移転料として支給することが適当であると認められるものを除き、移転料の対象外とする。 （１） 移転料以外の赴任旅費で支弁すべき経費 ア 旅行者本人及び扶養親族の交通費（電車、航空機、バス等） イ 着後に要する経費（新住居に直ちに入居できない場合の宿泊料等） （２） 移転料で支給することになじまない経費 ア 引越業者に支払う経費であって次に掲げるもの （ア） ピアノ、美術品・骨董品、ペット、庭石・植木等、個人的趣味で大型なものや個人的な嗜好の強いものを運	職員の旅費に関する条例の一部改正に伴う移転料の上限額の引上げについて 令和３年１月21日 2 高教福第1401号 教育長通知 第４ 留意事項 １ 最も安価な引越業者以外の業者を利用した場合、最も安価なプラン以外で引越をした場合その他第２の要件を満たさない場合の移転料は、従来の上限額を限度として支給するものとする。 ２ 次に掲げる経費は、当該経費の性質上移転料として支給することが適当であると認められるものを除き、移転料の対象外とする。 （１） 移転料以外の赴任旅費で支弁すべき経費 ア 旅行者本人及び扶養親族の交通費（電車、航空機、バス等） イ 着後に要する経費（新住居に直ちに入居できない場合の宿泊料等） （２） 移転料で支給することになじまない経費 ア 引越業者に支払う経費であって次に掲げるもの （ア） ピアノ、美術品・骨董品、ペット、庭石・植木等、個人的趣味で大型なものや個人的な嗜好の強いものを運

搬等する際の追加費用

- (イ) 自家用車、オートバイ等を運搬等する際の追加費用
- (ウ) 荷造、荷解に係る追加費用（いわゆるお任せパック等を利用したことによる追加費用であり、追加の作業員に係る補助車両費を含む。）
- (エ) 工事に係る追加費用（エアコン・暖房器具・ガス器具・洗濯機の着脱費用（エアコンガス補充費用等を除く。）については、支給対象とする。）

イ 家具、家電等の生活用品等を購入した経費等

- (ア) 家具、家電等の購入費及びレンタル料
- (イ) 宿舍等修繕費（ハウスクリーニング等の原状回復費用を含む。）
- (ウ) 家電リサイクル費用
- (エ) 不用品、不要品、粗大ごみ回収費用
- (オ) 民間賃貸物件の下見にかかる費用
- (カ) 友人等の手伝い者の謝礼及び食事代
- (キ) 扶養親族の転園、転学等に要する費用
- (ク) 官公庁への諸手続に要する費用

搬等する際の追加費用

- (イ) 自家用車、オートバイ等を運搬等する際の追加費用
- (ウ) 荷造、荷解に係る追加費用（いわゆるお任せパック等を利用したことによる追加費用であり、追加の作業員に係る補助車両費を含む。）
- (エ) 工事に係る追加費用（エアコン・ガス器具の着脱費用（エアコンガス補充費用等を除く。）については、支給対象とする。）

イ 家具、家電等の生活用品等を購入した経費等

- (ア) 家具、家電等の購入費及びレンタル料
- (イ) 宿舍等修繕費（ハウスクリーニング等の原状回復費用を含む。）
- (ウ) 家電リサイクル費用
- (エ) 不用品、不要品、粗大ごみ回収費用
- (オ) 民間賃貸物件の下見にかかる費用
- (カ) 友人等の手伝い者の謝礼及び食事代
- (キ) 扶養親族の転園、転学等に要する費用
- (ク) 官公庁への諸手続に要する費用

移転日	
-----	--

移転料請求金額確認書

所属		職名		氏名	
----	--	----	--	----	--

a 実際に 利用した 業者の 額	実際に利用した引越業者名		
	①業者への支払額		
	対象外 経費	i)ピアノ、美術品・骨董品、ペット、庭石・植木等、個人的趣味で 大型なものや個人的な嗜好の強いものを運搬する際の追加費用	
		ii)自家用車、オートバイ等を運搬する際の追加費用	
		iii)荷造、荷解に係る追加費用	
		iv)工事に係る追加費用 (エアコン、暖房器具、ガス器具、洗濯機の着脱工事を除く)	
		v)家具、家電等の購入費及びレンタル料	
		vi)家電リサイクル費用、不用品等の回収費用、ハウスクリーニング費用	
	②(i～vi)計		0
	①－②		

実際に利用した引越業者 以外の業者(1社目)	(業者名)	金額
	_____	_____
実際に利用した引越業者 以外の業者(2社目)	(業者名)	金額
	_____	_____

b a 以外 の 支 払 額	レンタカー代、ガソリン代、高速道路利用料等の運搬に直接かかる費用	
	宅配便等の運送料	
	その他、移転に際して直接要した費用(対象外経費を除く)	
	合計額	0

a + b = 移転料請求金額 0 円

下記のとおり申し立てます。

記

(1) 見積りを依頼するに当たって、全ての業者に最も安価なプランで見積りを依頼したこと。

(2) 利用した引越業者は見積りを依頼した業者の中で最も安価な見積額を提示した業者であること。

(3) 移転料請求金額に移転料の支給対象外となる経費が含まれていないこと。

申立日 令和 年 月 日

氏名 _____

第2号様式

(対象外経費が含まれていないことが確認できない見積書であった場合)

申立書

年 月 日付けの人事異動に伴う住所の移転に際して（引越業者名）から徴した見積書は、下記の対象外経費の内容及び金額の記載がなかったため、当該業者に確認しました。

つきましては、対象外経費の内容及び金額を下記のとおり申し立てます。

記

- 1 聞き取りを行った日

令和 年 月 日（ ）

- 2 聞き取りの相手方

（引越業者名） （担当者名）

- 3 対象外経費の内容及び金額

を運搬等する際の追加費用（ 円）

※対象外経費が複数ある場合は、それぞれの内容と金額を記載してください。

令和 年 月 日

所属

氏名

第3号様式

(見積りを3社から徴することができない場合)

申立書

年 月 日付けの人事異動に伴う住所の移転において、複数の引越業者に見積りを依頼しましたが、下記のとおり業者から「見積りができない」と連絡があり、1社(又は2社)からしか見積りを徴することができませんでした。

記

1 メタサーチサイト利用の有無

☐ 有

☐ 無 (選定方法:)

2 引越業者へ見積り依頼状況

○ 引越業者A

(1) 見積り依頼日

令和 年 月 日 ()

(2) 聞き取りの相手方

(担当者名)

(3) 見積りができない理由

【例1】引越日として指定した日時は予約が埋まっていて受注できないため。

【例2】当該業者のサービスが行き届いていない地域であるため。

○ 引越業者B

(1) 見積り依頼日

令和 年 月 日 ()

(2) 聞き取りの相手方

(担当者名)

(3) 見積りができない理由

令和 年 月 日

所属

氏名